

職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則

平成27年3月30日規則第41号

最終改正：令和4年7月22日規則第15号

第1条 職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）第6条第2項から第12項まで、第15項及び第16項並びに第7条に規定する職員の初任給及び昇給等の基準については、別に定めるもののほか、大阪市の例による。

第2条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 大阪市の職員であったものであって、引き続き職員となったものの取扱いについては次のとおりとする。
 - (1) 初任給は、本規則の規定にかかわらず、職員となった日においてなお大阪市の職員であった場合に当該職員に適用される職務の級及び号給とする。
 - (2) 期間の定めのあるものについては、引き続いた大阪市での在職期間を含むものとする。

附 則（令和4年7月22日規則第15号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。